

第82回定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年5月27日（火曜日）
午前10時
受付開始予定時間 午前9時30分

開催場所 静岡県沼津市上土町100番地 1
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

【株主総会資料の電子提供制度の施行について】

電子提供制度の施行に伴い、招集通知等の株主総会資料は、当社のホームページに掲載して提供しておりますが、本定時株主総会につきましては、従来と同様に書面でも送付いたします。

なお、書面は議決権を有する全ての株主様に送付しており、書面交付請求された株主様に交付する書面と同じものになります。

目次

■ ごあいさつ	1
■ 第82回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
議案および参考事項	
● 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
● 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
	4
■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	45
■ 監査報告書	52

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より当社グループへの格別のご支援、お引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

私からのごあいさつとして、当社グループの経営理念をご紹介します。

経営理念

■ 顧客第一 ■ 合理追求 ■ 人倫遵守

「顧客第一」とは、お客さまの立場になって物事を発想し、お客さまの求める製品、サービスを提供することを通じて、お客さま満足を追求することです。お客さま満足の追求を通じて、社会の発展に貢献し続けることが、当社の存在意義であると考えています。

「合理追求」と「人倫遵守」は、「顧客第一」を実現するために、私たちが大切にしなければならない価値観を表しています。

「合理追求」とは、目的を達成するための手段の選択において合理性、すなわち科学的な思考を追求することであり、私たちの意思決定において大切にしている価値観です。

経営における科学的な思考とは、数値や事実といった具体的な根拠を基礎に論理を仮説として組み立て、実行を通じて仮説を検証していくプロセスであり、合理的な意思決定の基礎になるものと考えています。

「人倫遵守」とは、企業が社会的な存在であるということを常に意識し、社員は他の模範となるような高い倫理観を持つことを求めています。事業活動の基礎となる最も基本的な価値観です。

単なる遵法ではなく、社会正義に照らして適切な判断が出来ると共に、どうあるべきかを進んで考えることを求めています。

いずれも基本的な事柄ですが、経営環境の変化が大きく、かつ速度が速くなっている現代においてこそ、基本を大切に、着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年5月

代表取締役社長 植松 泰右

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード 5271)
2025年5月12日
(電子提供措置の開始日 2025年5月2日)

静岡県沼津市原 815番地の 1
株式会社トーヨーアサノ
代表取締役社長 植松 泰右

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第82回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyoasano.co.jp/ir/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「トーヨーアサノ」または証券「コード」に「5271」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2025年5月26日（月曜日）午後5時45分までに**到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2025年5月27日（火曜日）午前10時（受付開始予定時間 午前9時30分）

2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地1
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

3. 株主総会の目的事項

報告事項 (1) 第82期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算
書類監査結果報告の件

(2) 第82期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	ウエ マツ 植松 泰右	タイ スケ (1979年7月3日生)	所有する当社株式の数 3,600 株	再任
-----------	---	----------------	-----------------------	-----------------------	----

略歴、地位、担当の状況

2003年 4 月	(株)東京放送入社	2011年 3 月	当社取締役執行役員管理本部長
2007年 3 月	当社入社	2011年 5 月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2009年 3 月	当社パイル営業本部副本部長	2013年 5 月	当社代表取締役副社長
2009年 5 月	当社取締役執行役員 パイル営業本部副本部長	2015年 5 月	当社代表取締役社長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

(株)東商 代表取締役社長

取締役候補者とする理由

植松泰右氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者 番号	2	スギ ヤマ 杉山 康彦	ヤス ヒコ (1965年8月16日生)	所有する当社株式の数 2,700 株	再任
-----------	---	----------------	------------------------	-----------------------	----

略歴、地位、担当の状況

1994年 4 月	当社入社	2015年 5 月	当社取締役執行役員 パイル営業本部長
2004年 3 月	当社パイル営業本部開発営業部部長	2019年 3 月	当社常務取締役 パイル営業本部長 (現在に至る)
2009年 2 月	当社パイル営業本部副本部長		
2013年 6 月	当社執行役員パイル営業本部長		

取締役候補者とする理由

杉山康彦氏は、営業部門の責任者としてパイル営業本部長を務め、設計・技術営業の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番 号 **3** スギ ヤマ トシ ヒコ
杉山 敏彦 (1963年10月12日生)

所有する当社株式の数
1,700 株 [再 任](#)

略歴、地位、担当の状況

1986年 3 月	当社入社	2013年 6 月	当社執行役員管理本部長
2007年 3 月	当社総務部副部長	2015年 5 月	当社取締役執行役員管理本部長
2009年 3 月	当社総務部部長	2020年 3 月	当社取締役管理本部長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

杉山敏彦氏は、総務部門、経理部門の責任者として管理本部長を務め、コンプライアンスの徹底やガバナンス体制の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの企業体質を強めるために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号 **4** ニシ ムラ ユタカ
西村 裕 (1966年 8 月30日生)

所有する当社株式の数
500 株 [再 任](#)

略歴、地位、担当の状況

1998年 4 月	当社入社	2017年 6 月	当社執行役員技術部長
2007年 3 月	当社技術部副部長	2022年 5 月	当社取締役技術部長 (現在に至る)
2011年 3 月	当社技術部部長		

取締役候補者とする理由

西村裕氏は、技術部門の責任者として技術部長を務め、新工法や新製品の開発、既商品の改良などにリーダーシップを発揮するとともに、施工品質を確保するための体制強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番 号

5 **木下 年久** (1962年9月17日生)

所有する当社株式の数

300 株

再任

略歴、地位、担当の状況

1988年 5 月	当社入社	2020年 3 月	当社執行役員 パイル営業本部副本部長 (パイル営業部・開発営業部担当)
2004年 3 月	当社東京工場生産課課長	2022年 3 月	当社執行役員東京工場長
2009年 3 月	当社開発営業部副部長	2022年 5 月	当社取締役東京工場長 (現在に至る)
2015年 3 月	当社開発営業部部長		

重要な兼職の状況

T Aパイル製造(株) 代表取締役社長

取締役候補者とする理由

木下年久氏は、営業および製造部門の責任者を歴任し、製品の安定的な提供や設計・技術営業の強化にリーダーシップを発揮するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの品質保証体制の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

6 **有森 国三** (1970年5月24日生)

所有する当社株式の数

200 株

再任

略歴、地位、担当の状況

1993年 3 月	当社入社	2020年 3 月	当社執行役員 パイル営業本部副本部長 (工事部担当)
2009年 6 月	当社神奈川営業所所長	2022年 3 月	当社執行役員工事部長
2017年 3 月	当社工事部部長	2022年 5 月	当社取締役工事部長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

有森国三氏は、工事部門の責任者として工事部長を務め、安全性の向上や施工品質を確保するための体制強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの品質保証体制の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれております。

3. 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約について

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、2025年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。各候補者が取締役に応任され就任した場合には、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約の被保険者となる予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役五月女五郎氏、勝又康博氏、桒田好一氏が任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	カツ マタ 勝又	ヤス ヒロ 康博	(1971年4月22日生)	所有する当社株式の数	0 株	再任	社外	独立
-----------	---	--------------------	--------------------	---------------	------------	-----	----	----	----

略歴、地位、担当の状況

1995年 4 月	朝日監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社	2001年 8 月	勝又公認会計士事務所開設 (現在に至る)
1998年 4 月	公認会計士登録	2019年 5 月	当社取締役 (監査等委員) (現在に至る)

重要な兼職の状況

勝又公認会計士事務所代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

勝又康博氏は公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い識見を有しており、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけることを期待して選任しております。

なお、同氏は当社監査等委員である取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 勝又康博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約について
当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、2025年6月に同契約を更新する予定であります。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。
5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。
7. 同氏は勝又公認会計士事務所の代表であり、当社は同公認会計士事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料および報酬額は多額の金銭には該当いたしません。

候補者 番 号	2	マス ダ 栂田	コウ イチ 好一	(1960年1月3日生)	所有する当社株式の数 0 株	再 任	社 外	独 立
------------	---	------------	-------------	--------------	-------------------	-----	-----	-----

略歴、地位、担当の状況

1983年 4 月	警察庁入庁	2021年 5 月	当社取締役（監査等委員） （現在に至る）
2009年 8 月	鹿児島県警察本部長	2022年12月	日本ゲームカード(株)特別顧問
2015年 8 月	愛知県警察本部長	2023年 6 月	一般社団法人プリペイドシステム協 会専務理事 （現在に至る）
2017年 8 月	警察庁交通局長		
2019年 6 月	日本ギア工業(株)取締役		
2020年 1 月	(株)電通エグゼクティブ・シニア・ア ドバイザー		

重要な兼職の状況

一般社団法人プリペイドシステム協会専務理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

栂田好一氏は公務員を長年歴任された経験に加え、過去には当社以外でも取締役を務められており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を活かし、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査をしていただけることを期待して選任しております。

(注) 1. 栂田好一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約について

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、2025年6月に同契約を更新する予定であります。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

6. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

候補者 番 号	3	イシ ムラ 石村	コウ イチ 耕一	(1952年11月1日生)	所有する当社株式の数 0 株	新任
------------	----------	--------------------	--------------------	---------------	-------------------	-----------

略歴、地位、担当の状況

1976年 4 月	(株)静岡銀行 入社	2015年 6 月	当社管理本部 顧問 (現在に至る)
2002年 10月	同社下田支店長		
2005年 4 月	同社東部カンパニー営業推進部長	2016年 6 月	当社内部監査室長 (現在に至る)
2010年 1 月	静銀リース(株) 取締役常務執行役員 管理本部長		

取締役候補者とする理由

石村耕一氏は金融機関における長年の経験を有し、当社では内部監査室長を長年務めコンプライアンスの徹底やガバナンス体制の強化を推進し、また静銀リース(株)では取締役常務執行役員管理本部長を務められるなど経営者としての幅広い見識と豊富な経験を活かし、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけることを期待して選任しております。

(注) 1. 石村耕一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険 (D & O保険) 契約について

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む) を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D & O保険) 契約を締結しており、2025年6月に同契約を更新する予定であります。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(ご参考)

第1号議案ならびに第2号議案が承認された場合、本株主総会終結後の取締役（監査等委員を除く。）および監査等委員である取締役のスキルマトリックスは次のとおりとなります。

氏名	経営経験 (年)	業界経験 (年)	業務領域別経験				
			営業 マーケティング	法務会計	施工管理	製造	技術開発
植 松 泰 右	16	18	◎	◎			
杉 山 康 彦	12	31	◎				
杉 山 敏 彦	12	39		◎		○	
西 村 裕	8	35			◎		◎
木 下 年 久	5	36	◎			◎	
有 森 国 三	5	32	○		◎		
勝 又 康 博	6	6		◎			
桒 田 好 一	6	4		◎			
中 村 藤 雄	1	36	◎				
星 野 馨	1	1		◎			
石 村 耕 一	5	10		◎			

(注) 部長職以上の業務経験は「◎」、課長職以上の業務経験は「○」として記載しております。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度（2024年3月1日から2025年2月28日）のわが国経済は、消費や設備投資といった内需が主導する形で緩やかに回復してきたものの、米国、中国といった海外経済の動向、関税などの政策運営の不確実性などの国外要因の影響により世界経済およびわが国経済に与える影響は非常に不透明な状況であります。

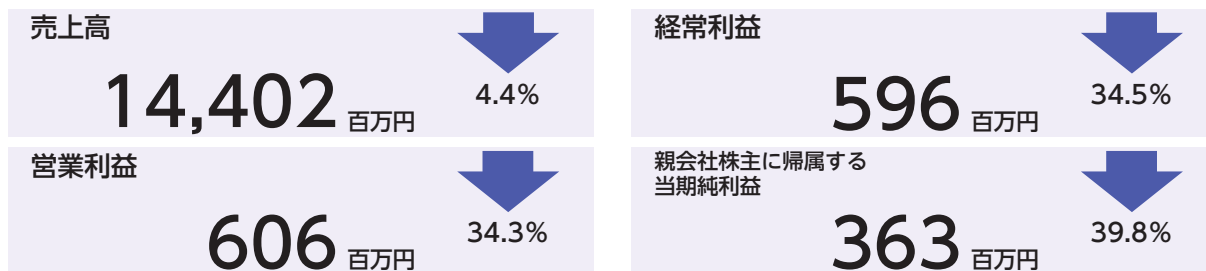
全国のコングリートパイル出荷量は、前年度を下回って推移いたしました。2023年度もコングリートパイルの全国出荷量は2022年度を大きく下回る大変厳しい水準でありました。当連結会計年度は、さらに出荷量が減少したことで、極めて厳しい状況が続いております。また、当社の主力商圏である関東地区も出荷量が前年度を大きく下回りました。

このような状況のもと、財務の状況につきましては、当社グループは、東京工場の事務所棟および本社の建て替え、東京工場の設備改修や、基幹システムの全面刷新等の投資を行いました。一方、負債につきましては、中小企業庁と公正取引委員会による下請法の運用ルール変更に対応し、支払いサイトを短縮いたしました。

また、不動産賃貸事業につきましては、安定した業績で推移しております。

このような状況において、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、高度化するお客さまのニーズを迅速かつ正確に捉え、高品質の製品・サービスを競争力のあるコストで提供してまいりました。

当連結会計年度の売上高は14,402百万円（前連結会計年度比4.4%減）、営業利益は606百万円（前連結会計年度比34.3%減）、経常利益は596百万円（前連結会計年度比34.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は363百万円（前連結会計年度比39.8%減）となりました。



なお、当連結会計年度における事業セグメント毎の業績は次のとおりであります。

基礎事業

売上高構成比



主な事業内容：

- コンクリートパイルの製造・販売
- コンクリートパイルの杭打ち施工
- コンクリートパイルの付属品の販売
- 建設用資材の販売
- その他基礎工事

基礎事業の主力事業でありますコンクリートパイル部門の全国需要につきましては、前年度を下回って推移いたしました。当社の主力商圏であります関東および静岡につきましても、静岡は若干増加したものの、関東は前年度を約1割下回りました。業績につきましては、需要の低迷に加え、工事の着工遅れの影響もあった結果、当連結会計年度の売上高は、14,201百万円（前連結会計年度比4.4%減）、営業利益は1,111百万円（前連結会計年度比22.1%減）となりました。

不動産賃貸事業

売上高構成比



主な事業内容：

- 不動産賃貸業

ホームセンターへの賃貸を中心とする不動産賃貸事業につきましては、安定した業績で推移した結果、当連結会計年度の売上高は、201百万円（前連結会計年度比3.1%減）、営業利益は124百万円（前連結会計年度比50.5%増）となりました。

（２）設備投資の状況

設備投資につきましては、生産能力の維持、品質向上および環境対応に資する投資を重点に実施することを基本としております。

当連結会計年度における設備投資の総額は1,226百万円となりました。その主なものは、本社、東京工場事務所、基幹システムであります。

なお、設備投資所要資金につきましては、自己資金、借入金およびファイナンス・リース取引によって賄っております。

（３）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（４）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、消費や設備投資といった内需が主導する形で緩やかに回復していくものと想定しております。直近の経済統計、経済見通しなどを踏まえますと、個人消費は、家計の所得環境の改善にあわせて緩やかに回復するとみられます。また、設備投資につきましても、好調な企業業績、省力化、デジタル化、サプライチェーンの強化などのニーズを背景として堅調に推移するものと思われます。

わが国経済のリスク要因につきましては、米国、中国といった海外経済の動向、関税などの政策運営の不確実性の高まりや地政学的リスクが海外経済を下押しする場合には、わが国経済にも下振れ要因として作用するものと思われます。特に、関税における政策運営の不確実性は急速に高まっており、世界経済およびわが国経済に与える影響について注視してまいります。

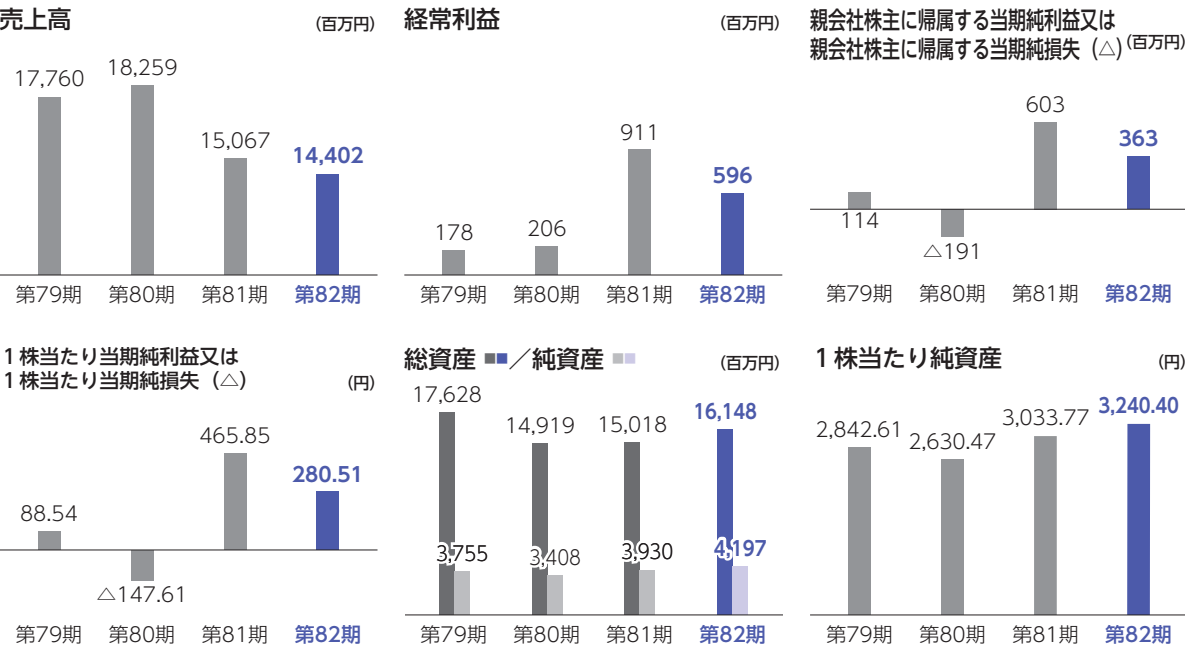
当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、売上高と利益の成長を志向し、経営資源の拡大を目指してまいります。経営資源の拡大を通じて、お客さまに提供可能な製品やサービスを拡充し、顧客満足を高めることで社会に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒よろしくご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分		第 79 期 自2021年3月1日 至2022年2月28日	第 80 期 自2022年3月1日 至2023年2月28日	第 81 期 自2023年3月1日 至2024年2月29日	第 82 期 (当連結会計年度) 自2024年3月1日 至2025年2月28日
売上高	(千円)	17,760,072	18,259,196	15,067,420	14,402,525
経常利益	(千円)	178,628	206,429	911,371	596,803
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	114,722	△191,245	603,557	363,402
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	88.54	△147.61	465.85	280.51
総資産	(千円)	17,628,694	14,919,613	15,018,385	16,148,922
純資産	(千円)	3,755,159	3,408,048	3,930,567	4,197,668
1株当たり純資産	(円)	2,842.61	2,630.47	3,033.77	3,240.40

注) 第80期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第80期以降の財産および損益の状況は当該会計基準等適用後の数値を記載しております



(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
連結子会社は、2社であります。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
基礎事業	コンクリートパイルの製造・販売 コンクリートパイルの杭打ち施工 コンクリートパイルの付属品の販売 建設用資材の販売 その他基礎工事
不動産賃貸事業	不動産賃貸業

(12) 主要な事業所

① 当 社

本 社：静岡県沼津市原815番地の1

工 場：東京工場（東京都西多摩郡）

営業事務所：東京事務所（東京都新宿区）

（注） 当社は、2025年3月21日付で本社を「静岡県沼津市原815番地の1」へ移転いたしました。

② 子 会 社

・TAパイル製造(株)（静岡県沼津市）

・(株)東商（静岡県沼津市）

(13) 従業員の状況

事業セグメントの名称	従業員数(名)
基礎事業	165 (95)
不動産賃貸事業	－ (－)
全社(共通)	25 (4)
合計	190 (99)

(注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員数(パートタイマーおよび派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員であります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 静岡銀行	3,419,074 千円
(株) 三菱UFJ銀行	1,624,284
スルガ銀行(株)	1,419,430
静岡県信用農業協同組合連合会	469,934

(15) その他企業集団の現況に関する事項

特記すべき事項はありません。

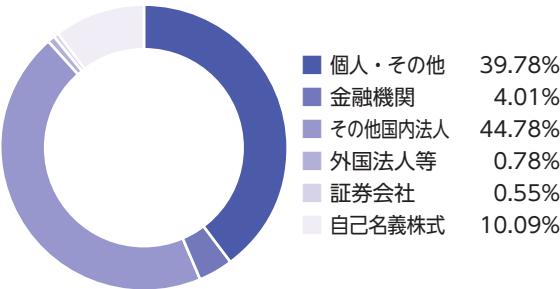
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式総数 1,440,840株 (自己株式145,423株を含む。)
- (3) 当事業年度末株主数 1,410名
- (4) 大株主

	株主名	持株数	持株比率
1	東洋鉄工業株式会社	367 千株	28.36 %
2	太平洋セメント株式会社	171	13.22
3	トーヨーアサノ取引先持株会	88	6.85
4	株式会社静岡銀行	55	4.32
5	高周波熱錬株式会社	40	3.10
6	三京化成株式会社	27	2.08
7	丸幸商事株式会社	25	1.93
8	植松昭子	24	1.86
9	世良彰裕	10	0.80
10	鈴木和見	10	0.77

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式145,423株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有株式数別分布状況



(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 松 泰 右	最 株 式 会 社 東 商 代 表 取 締 役 社 長
常 務 取 締 役	杉 山 康 彦	パ イ ル 営 業 本 部 長
取 締 役	杉 山 敏 彦	管 理 本 部 長
取 締 役	西 村 裕	技 術 部 長
取 締 役	木 下 年 久	東 京 工 場 長 T A パ イ ル 製 造 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役	有 森 国 三	工 事 部 長
取 締 役 (監 査 等 委 員 長)	五 月 女 五 郎	五 月 女 五 郎 法 律 事 務 所 所 長 弁 護 士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	勝 又 康 博	勝 又 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	桒 田 好 一	一 般 社 団 法 人 プ リ ペ イ ド シ ス テ ム 協 会 専 務 理 事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 藤 雄	太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社 執 行 役 員 セ メ ン ト 事 業 本 部 営 業 部 長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	星 野 馨	銀 座 誠 和 法 律 事 務 所 弁 護 士

- (注) 1. 取締役 小林雄一氏は、2024年5月28日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 取締役 五月女五郎、勝又康博、桒田好一、中村藤雄、星野馨の各氏は社外取締役であり、五月女五郎、勝又康博、桒田好一、星野馨の各氏は東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所へ独立役員として届け出ております。
3. 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由
当社は、内部監査室により実施した内部監査結果につきましては監査等委員会において、また取締役の業務執行の状況につきましては取締役会において、原則毎月1回以上報告されるほか、監査等委員とは定期的に情報交換、意見交換を行い、会社グループの内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員 勝又康博氏は長年公認会計士として企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、予め賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役（監査等委員）5名は当社との間で当該契約を締結しております。これに基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。

（３）役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

（４）取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、役職別の固定報酬および業績連動報酬を取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

役員報酬額等の決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

１．報酬委員会

当社は、役員報酬の決定について独立性や透明性、客観性の確保と説明責任の向上、コーポレートガバナンス体制のさらなる向上を図るため、過半数を社外取締役で構成された取締役会の諮問機関である報酬委員会を設置しております。独立社外取締役（監査等委員）２名および代表取締役社長で構成された報酬委員会において、「役員報酬の決定方針」について審議、検討を行い、報酬の額を決定しております。取締役の個別の報酬額についても、その決定方針に基づき経営環境や業績および各取締役が担当する職務の内容を総合的に勘案し、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、報酬委員会において役職別の固定報酬を決定しております。なお、「役員報酬の決定方針」ならびに取締役の個別の報酬については、報酬委員会の決定に基づき、最終的に取締役会において決議しております。

2. 取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬額は、役職別の固定報酬および業績連動報酬により構成されております。固定報酬は、取締役としての役位・職責等を総合的に勘案して決定された毎月の金銭報酬となります。業績連動報酬は、年度業績を明確に表す売上高、営業利益、当期純利益等の指標を主な業績項目として設定し、それぞれの経営指標の達成度合いや経営環境等を総合的に勘案し、決定しております。支給時期については期末賞与として1回支給しております。

当事業年度においては、上記の方針に則り、計2回開催された報酬委員会で審議、検討を行い、取締役会において決定しております。当事業年度の業績連動報酬に係る指標の実績のうち、連結売上高は業績予想16,500百万円に対し実績は14,402百万円、連結営業利益は業績予想610百万円に対し実績は606百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は業績予想340百万円に対し実績は363百万円となりました。

3. 監査等委員である取締役の報酬

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、各取締役が担当する職務の内容に応じて、基本報酬により構成されております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年5月24日開催の第74回定時株主総会にて取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年230,000千円 以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）（決議当時の員数5名、うち社外取締役0名）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内（決議当時の員数4名）と決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、透明性および客観性を確保する観点から、取締役会が報酬委員会に委任できることとしています。報酬委員会は、代表取締役を議長とし、独立社外取締役（監査等委員）２名で構成されており、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで出席委員の過半数によって決議されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

なお報酬委員会の委員は以下のとおりです。

氏 名	地 位 、 担 当
植 松 泰 右	代表取締役社長
五月女 五 郎	社外取締役（監査等委員長）
桒 田 好 一	社外取締役（監査等委員）

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	116,700 (－)	93,900 (－)	22,800 (－)	－ (－)	6 (0)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役（監査等委員））	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	－ (－)	－ (－)	6 (6)
合計 （うち社外取締役（監査等委員））	128,700 (12,000)	105,900 (12,000)	22,800 (－)	－ (－)	12 (6)

- (注) 1. 取締役支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2017年5月24日開催の第74回定時株主総会にて、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内と決議いただいております。
3. 業績連動報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して短期の業績連動報酬である賞与（金銭報酬）を支給しています。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標は、事業の成績を表す指標であることから売上高、営業利益および当期純利益等としており、上記に記載の方針のとおり算定しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役（監査等委員長） 五月女五郎氏は兼職先であります五月女五郎法律事務所の所長弁護士であり、当社は五月女五郎法律事務所と顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員） 勝又康博氏は兼職先であります勝又公認会計士事務所の代表であり、当社は勝又公認会計士事務所と顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員） 榎田好一氏の兼職先であります一般社団法人プリペイドシステム協会と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 中村藤雄氏の兼職先であります太平洋セメント株式会社は、当社発行済株式総数の11.89%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、同社から当社主要製品の原材料を購入しております。
- ・取締役（監査等委員） 星野馨氏の兼職先であります銀座誠和法律事務所と当社との間には特別の利害関係はありませんが、当社は同氏と顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員 長)	五月女 五 郎	当事業年度に開催された12回の取締役会、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った法曹会での幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的に実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	勝 又 康 博	当事業年度に開催された12回の取締役会、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った公認会計士としての幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的に実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	桒 田 好 一	当事業年度に開催された12回の取締役会、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った公務員や経営者としての幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的に実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 藤 雄	2024年5月の取締役就任以降に開催された10回の取締役会、また、監査等委員就任以降に開催された10回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った営業部門の幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的に実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	星 野 馨	2024年5月の取締役就任以降に開催された10回の取締役会、また、監査等委員就任以降に開催された10回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った法曹会での幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的に実施しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員)	6 名	12,000千円
合 計	6 名	12,000千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由については、監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、当該報酬は適切、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人がその職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社が業務の適正を確保するための体制として、2025年2月26日開催の取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

内部統制システムの構築に関する基本的な考え方

当社およびグループ会社はコーポレートガバナンスの中核を「企業経営の適法性と効率性の確保・強化」と位置づけ、株主の平等な権利保護を始めとし、当社およびグループ会社を取り巻く全ての利害関係者から期待される公正かつ透明性に優れた効率的な経営を行うための組織体制の構築に努め、もって企業の競争力と収益力の増進を図る。

この基本理念の下、コーポレートガバナンスの充実・強化のため、次のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定める。

1. 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長は当社およびグループ会社全役職員に対し、法令、定款、社内諸規則ならびに社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを伝え、当社およびグループ会社全ての役職員のコンプライアンス意識向上に努める。
- ② 独立的な監視機関として社長直轄の内部監査室を設置、全ての企業活動が適正かつ健全に行われているかを監視し、必要があると認めた時は社長および監査等委員会に対し速やかに報告を行う。
- ③ 当社およびグループ会社全ての業務執行の適法性の確保とコンプライアンス意識向上のため社長直轄のコンプライアンス会議を設置し、必要に応じて取締役会に対し速やかに報告を行う。
- ④ 監査等委員会はこの内部統制システムが有効に機能しているかを監視し、必要があると認めた時は取締役会に対し改善を助言し、あるいは勧告する。
- ⑤ 当社およびグループ会社の役職員から社内における法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため内部相談窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、経営判断に用いた関連資料とともに適切に保存および管理する。文書管理に関する主管部署は管理対象文書、保存期間、管理方法等を定めた文書管理規程を策定する。
- ② 取締役は何時でもこれらの文書等を閲覧できるものとし、主管部署はこれに備え随時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制の本質としてのリスク管理を充実させるため当社およびグループ会社各業務部門別におけるビジネスリスク管理について定め、内部監査室はこのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失の極小化に努める。
- ② リスク情報については定期的に取締役会に状況報告を行う。

4. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため取締役会を原則として月1回開催する他、必要に応じて随時に機動的に開催する。
- ② 法令および取締役会規程に定められた決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営の意思決定のスピード化と事業活動の総合調整を図る機関として経営会議を設置し、必要に応じて取締役会に随時提言を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社に対し取締役および内部監査室長を派遣し、業務の適正を確保する。
- ② グループ会社がグループ全体の経営・財務に重大な影響を及ぼす事項を実施する際は、当社管理部は適切な指導を行う。
- ③ 内部監査室はグループ会社の法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、必要があると認めた時は、速やかにその対策を講ずるよう適切な指導を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し監査業務の遂行のため、補助の使用人配置の他必要な事項を指示できるものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等はその権限の行使を妨げることはできない。
- ② 監査等委員会を補助する使用人の人事に関する事項は監査等委員会に意見を求め、その意見を尊重するものとする。

7. 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令および定款違反ならびに不正行為の事実、または経営に重大な影響を及ぼす事項については速やかに監査等委員会に報告を行う。
- ② 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は内部統制システムの活動状況を随時、監査等委員会に報告を行う。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の執行状況を把握するため監査等委員会は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席、または監査等委員会から指名された使用人よりその会議内容について直接報告を受ける。
- ② 重要な事項の実施を求めた当社およびグループ会社の社内稟議書および監査等委員会が要求する当社およびグループ会社の会議議事録については監査等委員会に回付、または監査等委員会から指名された使用人よりその決議および会議内容について直接報告を受ける。
- ③ 監査等委員会、会計監査人および内部監査室は定期的に会合を持ち、情報交換、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社は、経営会議並びにコンプライアンス会議を毎月開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

さらに、役職員から法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため、内部相談窓口を設置しております。

2. 取締役の職務執行体制

当社は、取締役会規程や社内規程、経営要綱を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底しております。

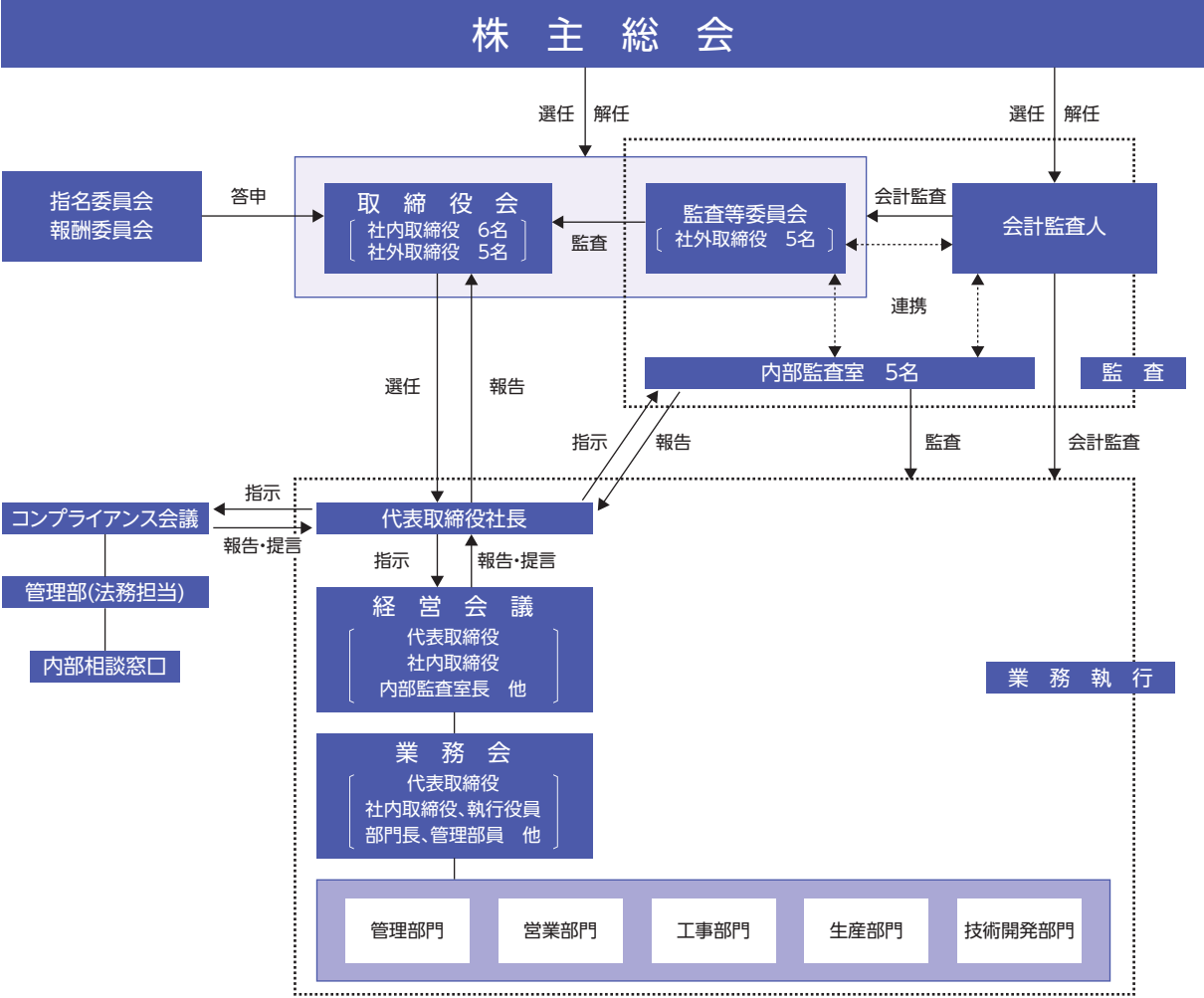
当社の取締役は、取締役会を毎月開催し、重要経営事項に関する審議および決定をおこなっております。さらに、業務執行取締役、執行役員、内部監査室長で構成され、重要事項について検討する経営会議を毎月開催し、業務執行の適正性、効率性を確保しております。

3. 監査等委員会の監査体制

当社の監査等委員会は、監査の方針に従い、取締役およびその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、毎月開催される監査等委員会を通じて各監査等委員との情報共有を図るとともに、会計監査人および内部監査室と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

4. グループ会社管理体制

当社のグループ会社は、稟議申請事項に関して当社管理部に全て報告することを義務とし、当社管理部はその決裁事項を監督しております。また、毎月開催される当社取締役会において、グループ会社の取締役より業績および営業状況の報告を実施しております。さらに、当社の内部監査室は、グループ会社の管理部門と連携し、法令および定款の遵守体制の有効性について監査し、定期的に取り締役および監査等委員会に報告しております。



(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、事業に対する投資や財務安定性の向上のための適正な内部留保等を総合的に勘案したうえで、株主の皆さまには中長期的な配当性向30%を目安とし、安定的な還元を目指すことを基本方針としております。

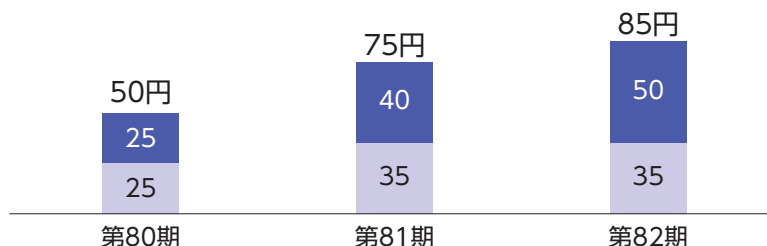
また、内部留保資金の使途につきましては、財務の安定性向上および将来にわたって株主の利益確保のための事業拡大や設備投資、人材の確保・教育・育成に積極的に活用していく所存であります。

なお、当社は、期末の年1回において剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年8月31日の基準日をもって会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、前期と比べて10円増配の当社普通株式1株当たり普通配当50円とさせていただきます。なお、配当総額は64,770,850円となります。また、中間期において、中間配当金1株当たり35円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は前期と比べて10円増配の1株当たり85円となります。

1株当たりの配当金

(単位：円) ■ 中間 ■ 期末



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第82期 (2025年 2月28日現在)	第81期 (ご参考) (2024年 2月29日現在)	科 目	第82期 (2025年 2月28日現在)	第81期 (ご参考) (2024年 2月29日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	6,913,107	6,550,708	流動負債	5,625,809	7,004,644
現金及び預金	983,112	1,238,452	支払手形及び買掛金	1,473,805	1,804,589
受取手形、売掛金及び 契約資産	3,059,891	2,098,217	電子記録債務	1,529,743	2,603,396
電子記録債権	901,411	1,058,474	一年以内返済長期借入金	2,145,393	1,723,237
棚卸資産	1,912,923	2,082,220	リース債務	88,139	109,595
その他	55,769	73,343	未払金	107,917	230,330
固定資産	9,235,814	8,467,677	工事損失引当金	33,681	－
有形固定資産	7,934,936	7,271,564	未払法人税等	76,256	299,686
建物及び構築物	1,725,978	1,512,695	その他	170,872	233,807
機械装置及び運搬具	356,929	368,704	固定負債	6,325,444	4,083,174
工具器具備品	95,175	44,424	長期借入金	6,092,156	3,861,058
土地	4,800,690	4,800,853	リース債務	195,173	184,001
リース資産	296,364	307,652	長期未払金	38,115	38,115
建設仮勘定	659,797	237,233			
無形固定資産	406,445	317,569	負債合計	11,951,253	11,087,818
借地権	27,584	27,584			
ソフトウェア	363,357	100,852	純資産の部		
電話加入権	9,997	9,997	株主資本	4,184,563	3,918,739
その他	5,505	179,135	資本金	100,000	100,000
投資その他の資産	894,432	878,543	資本剰余金	1,327,278	1,327,278
投資有価証券	334,720	333,525	利益剰余金	2,864,529	2,598,294
更生債権等	－	300	自己株式	△107,244	△106,833
退職給付に係る資産	21,366	9,075	その他の包括利益累計額	13,104	11,827
繰延税金資産	129,893	128,707	その他有価証券評価差額金	13,104	11,827
その他	408,452	407,234			
貸倒引当金	－	△300	純資産合計	4,197,668	3,930,567
資産合計	16,148,922	15,018,385	負債純資産合計	16,148,922	15,018,385

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第82期	第81期（ご参考）
	(2024年3月1日から2025年2月28日まで)	(2023年3月1日から2024年2月29日まで)
売上高	14,402,525	15,067,420
売上原価	11,679,515	12,261,474
売上総利益	2,723,010	2,805,946
販売費及び一般管理費	2,116,377	1,883,073
営業利益	606,632	922,872
営業外収益	51,309	44,598
受取利息及び配当金	10,752	9,191
その他	40,556	35,406
営業外費用	61,138	56,099
支払利息	55,917	49,615
その他	5,220	6,484
経常利益	596,803	911,371
特別利益	16	4,121
固定資産売却益	16	4,121
特別損失	4,993	0
固定資産除売却損	4,236	0
投資有価証券評価損	757	－
税金等調整前当期純利益	591,825	915,493
法人税、住民税及び事業税	230,284	336,057
法人税等調整額	△1,861	△24,121
当期純利益	363,402	603,557
親会社株主に帰属する当期純利益	363,402	603,557

連結株主資本等変動計算書

第82期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年3月1日残高	100,000	1,327,278	2,598,294	△106,833	3,918,739
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△97,168		△97,168
自 己 株 式 の 取 得				△410	△410
親会社株主に帰属する当期純利益			363,402		363,402
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	266,234	△410	265,824
2025年2月28日残高	100,000	1,327,278	2,864,529	△107,244	4,184,563

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2024年3月1日残高	11,827	11,827	3,930,567
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△97,168
自 己 株 式 の 取 得			△410
親会社株主に帰属する当期純利益			363,402
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	1,277	1,277	1,277
当 期 変 動 額 合 計	1,277	1,277	267,101
2025年2月28日残高	13,104	13,104	4,197,668

【連結注記表】

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
TAパイル製造(株)
(株)東商
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
棚卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
製 品
コンクリート二次製品 総平均法による原価法
商 品 先入先出法による原価法
原 材 料 及 び 貯 蔵 品 総平均法による原価法
未 成 工 事 支 出 金 個別法による原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法
但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10年～60年
機械装置及び運搬具 6年～9年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

（基礎事業）

当社グループの主要な事業である基礎事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。

当該履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、期間がごく短い工事については、工事完了時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

（契約資産）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

契約資産 723,700千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

工事請負契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、期間がごく短い工事については、工事完了時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、見積総原価に対する実際原価の割合に基づいて行っております。

工事原価の見積りは、工事の進行過程における設計内容の変更や着手後に判明する地盤や現場の状況の変化などにより、工事の完成のために必要となる作業内容及び工期等が変更される可能性があります。

（工事損失引当金）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 33,681千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

見積総原価が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、超過が見込まれる額から既に計上された損益の額を控除した残額を工事損失が見込まれた連結会計年度の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,029,903千円
2. 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建 物 及 び 構 築 物	660,594千円
土 地	4,242,036千円
投 資 そ の 他 の 資 産	138,580千円
計	5,041,211千円
担保付債務	
一年以内返済長期借入金	1,795,366千円
長 期 借 入 金	5,382,892千円
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	36,406千円
計	7,214,664千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,440,840	—	—	1,440,840
自己株式				
普通株式	145,234	189	—	145,423

(変動事由)

自己株式（普通株式）の増加189株は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年4月12日 取締役会	普通株式	51,824	40.00	2024年2月29日	2024年5月14日
2024年10月11日 取締役会	普通株式	45,344	35.00	2024年8月31日	2024年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	64,770	50.00	2025年2月28日	2025年5月13日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にコンクリート製品の製造販売を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達、長期借入金及びファイナンス・リース債務は主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で14年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門と管理部が連携して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各子会社及び各部署からの報告に基づき、当社の管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません（注2）を参照ください。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	71,112	71,112	－
資産計	71,112	71,112	－
長期借入金※1	8,237,549	8,228,578	△8,970
リース債務※1	283,312	276,530	△6,781
負債計	8,520,861	8,505,109	△15,751

※1 1年以内返済長期借入金2,145,393千円につきましては、長期借入金に含めております。また1年以内返済リース債務88,139千円につきましてはリース債務に含めております。

(注1) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	263,608

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受取手形	62,654	—	—	—
売掛金	2,273,537	—	—	—
電子記録債権	901,411	—	—	—
合計	3,237,602	—	—	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,145,393	1,775,852	1,385,458	1,026,749	679,348	1,224,749
リース債務	88,139	74,970	56,534	37,569	14,812	11,286
合計	2,233,532	1,850,822	1,441,992	1,064,318	694,160	1,236,035

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	71,112	—	—	71,112

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	8,228,578	—	8,228,578
リース債務	—	276,530	—	276,530

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社は、静岡県並びにその他の地域において、賃貸用の商業施設、土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,212,837	△46,896	1,165,941	2,125,990

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度の増減額のうち主な減少額は減価償却費であります。

3 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は117,330千円（賃貸収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	報告セグメント		合計
	基礎事業	不動産賃貸事業	
一時点で移転される財	110,501	－	110,501
一定の期間にわたり移転される財	14,090,712	－	14,090,712
顧客との契約から生じる収益	14,201,213	－	14,201,213
その他の収益	－	201,312	201,312
外部顧客への売上高	14,201,213	201,312	14,402,525

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産723,700千円は、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断した工事契約について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。

契約負債48,183千円は、主に顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、153,120千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	3,240円40銭
2. 1株当たり当期純利益	280円51銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第82期 (2025年 2月28日現在)	第81期 (ご参考) (2024年 2月29日現在)
資産の部		
流動資産	6,746,621	6,370,421
現金及び預金	817,060	1,078,511
受取手形	62,654	377,886
電子記録債権	901,411	1,058,474
売掛金	2,273,537	1,307,716
契約資産	723,700	407,564
原材料及び貯蔵品	260,225	262,556
未成工事支出金	1,653,874	1,821,906
前払費用	37,836	41,393
その他	16,322	14,411
固定資産	9,269,782	8,501,464
有形固定資産	7,934,932	7,271,363
建物	1,219,940	1,085,157
構築物	506,034	427,337
機械及び装置	338,683	361,838
車両運搬具	18,245	6,866
工具器具備品	95,175	44,424
土地	4,800,690	4,800,853
リース資産	296,364	307,652
建設仮勘定	659,797	237,233
無形固定資産	401,868	312,992
特許権	619	935
借地権	23,355	23,355
ソフトウェア	363,357	100,852
その他の無形固定資産	14,535	187,849
投資その他の資産	932,981	917,108
投資有価証券	334,720	333,525
関係会社株式	79,558	79,558
出資金	780	780
更生債権等	—	300
長期前払費用	45,562	53,230
前払年金費用	21,366	9,075
繰延税金資産	127,663	126,109
その他の投資等	323,330	314,828
貸倒引当金	—	△300
資産合計	16,016,404	14,871,885

科 目	第82期 (2025年 2月28日現在)	第81期 (ご参考) (2024年 2月29日現在)
負債の部		
流動負債	5,624,668	7,001,210
支払手形	128,193	450,119
電子記録債務	1,529,743	2,603,396
買掛金	1,380,689	1,383,512
一年以内返済長期借入金	2,145,393	1,723,237
リース債務	88,139	109,595
未払金	102,241	223,568
未払法人税等	69,881	297,952
未払費用	28,974	30,090
前受収益	479	479
契約負債	48,183	153,120
預り金	18,443	24,086
工事損失引当金	33,681	—
その他	50,623	2,051
固定負債	6,322,609	4,080,339
長期借入金	6,092,156	3,861,058
リース債務	195,173	184,001
長期未払金	35,280	35,280
負債合計	11,947,277	11,081,550
純資産の部		
株主資本	4,056,021	3,778,507
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,317,330	1,317,330
資本準備金	579,892	579,892
その他資本剰余金	737,437	737,437
利益剰余金	2,745,935	2,468,010
利益準備金	180,105	180,105
その他利益剰余金	2,565,830	2,287,905
土地圧縮積立金	19,623	19,623
償却資産圧縮積立金	3,921	4,241
別途積立金	400,000	400,000
繰越利益剰余金	2,142,286	1,864,041
自己株式	△107,244	△106,833
評価・換算差額等	13,104	11,827
その他有価証券評価差額金	13,104	11,827
純資産合計	4,069,126	3,790,335
負債純資産合計	16,016,404	14,871,885

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第82期	第81期（ご参考）
	(2024年3月1日から2025年2月28日まで)	(2023年3月1日から2024年2月29日まで)
売上高	14,383,621	14,964,326
売上原価	11,708,611	12,210,139
売上総利益	2,675,009	2,754,187
販売費及び一般管理費	2,099,699	1,866,039
営業利益	575,309	888,147
営業外収益	86,102	134,782
受取利息	412	621
受取配当金	37,227	90,774
貸倒引当金戻入益	300	—
その他の営業外収益	48,163	43,386
営業外費用	61,137	55,735
支払利息	55,917	49,615
その他の営業外費用	5,220	6,120
経常利益	600,274	967,194
特別損失	4,993	0
固定資産除売却損	4,236	0
投資有価証券評価損	757	—
税引前当期純利益	595,280	967,194
法人税、住民税及び事業税	222,417	330,174
法人税等調整額	△2,229	△23,901
当期純利益	375,092	660,922

株主資本等変動計算書

第82期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						土 地 圧 縮 積 立 金	償 却 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2024年3月1日残高	100,000	579,892	737,437	1,317,330	180,105	19,623	4,241	400,000	1,864,041	2,468,010
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△97,168	△97,168
償却資産圧縮積立金の取崩							△320		320	－
自 己 株 式 の 取 得										
当 期 純 利 益									375,092	375,092
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	△320	－	278,244	277,924
2025年2月28日残高	100,000	579,892	737,437	1,317,330	180,105	19,623	3,921	400,000	2,142,286	2,745,935

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年3月1日残高	△106,833	3,778,507	11,827	11,827	3,790,335
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△97,168			△97,168
償却資産圧縮積立金の取崩		－			－
自 己 株 式 の 取 得	△410	△410			△410
当 期 純 利 益		375,092			375,092
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,277	1,277	1,277
当 期 変 動 額 合 計	△410	277,514	1,277	1,277	278,791
2025年2月28日残高	△107,244	4,056,021	13,104	13,104	4,069,126

【個別注記表】

【重要な会計方針に係る事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製品

総平均法による原価法

商 品

先入先出法による原価法

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

未成工事支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～60年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

4. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

（基礎事業）

当社の主要な事業である基礎事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。

当該履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、期間がごく短い工事については、工事完了時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

【会計上の見積りに関する注記】

（契約資産）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

契約資産 723,700千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

（工事損失引当金）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金 33,681千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額		7,029,556千円
2. 担保資産及び担保付債務		
担保に供している資産	建物	660,594千円
	土地	4,242,036千円
	その他の投資等	99,850千円
	計	5,002,481千円
担保付債務	一年以内返済長期借入金	1,795,366千円
	長期借入金	5,382,892千円
	計	7,178,258千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務		197,100千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社に対する売上高	4,527千円
2. 関係会社からの仕入高	1,319,069千円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	35,626千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	145,234株	189株	一株	145,423株

(変動事由)

自己株式（普通株式）の増加189株は単元未満株式の買取りによるものであります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関係会社等

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等 (名)	事業上の関係				
子会社	㈱東 商	静岡県 沼津市	17,280	コンクリート 二次製品の原材 料販売	直接 100	兼任 2	原材料の仕入	コンクリート 二次製品の原 材料仕入	570,110	電子記録債務 買掛金	59,198 64,494
子会社	T Aパイル 製造㈱	静岡県 沼津市	30,000	コンクリート 二次製品の出荷 及び構内作業	直接 100	兼任 1	コンクリート 二次製品の構内 作業	構内作業委託	748,959	買掛金	73,408

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

㈱東商とのコンクリート二次製品の原材料仕入、TAパイル製造㈱からの構内作業委託については、一般取引と同様の取引条件であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	5,396千円
共済会剰余金	1,860千円
未成工事支出金	7,983千円
工事損失引当金	11,650千円
未払金	4,652千円
役員退職慰労引当金	12,203千円
退職給付信託	119,122千円
投資有価証券評価損	3,403千円
ゴルフ会員権評価損	864千円
減損損失	29,322千円
その他	5,163千円
計	201,622千円
評価性引当額	△47,187千円
差引	154,434千円
繰延税金資産合計	154,434千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△7,390千円
その他の有価証券評価差額金	△6,930千円
固定資産圧縮積立金	△12,450千円
計	△26,771千円
繰延税金負債合計	△26,771千円
繰延税金資産の純額	127,663千円

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「(重要な会計方針に係る事項) 4. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	3,141円17銭
2. 1株当たり当期純利益	289円53銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社トーヨーアサノ
取締役会 御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指定社員 公認会計士 鈴木 潤
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鈴木 信行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーヨーアサノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社トーヨーアサノ
取締役会 御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指定社員 公認会計士 鈴木 潤
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鈴木 信行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2024年3月1日から2025年2月28日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第82期事業年度における取締役の職務について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月11日

株式会社トーヨーアサノ 監査等委員会

監 査 等 委 員 長 五 月 女 五 郎 ㊞
監 査 等 委 員 勝 又 康 博 ㊞
監 査 等 委 員 桝 田 好 一 ㊞
監 査 等 委 員 中 村 藤 雄 ㊞
監 査 等 委 員 星 野 馨 ㊞

(注) 監査等委員長五月女五郎、監査等委員勝又康博、桝田好一、中村藤雄及び星野馨は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

